

議案第24号

鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について

鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

医療費の助成対象者を拡充するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 2 4 号

鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例（昭和 5 3 年鯖江市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第 1 条中「母子家庭および父子家庭（以下「母子家庭等」という。）」を「ひとり親家庭および養育者が児童を養育している家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）」に、「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第 2 条第 1 項から第 5 項までを次のように改める。

この条例において「児童」とは、年齢が 2 0 歳に満たない者（その者が月の途中において 2 0 歳に達する場合は、当該 2 0 歳に達する日からその月の末日までの間にあるものを含むものとする。）をいう。

2 この条例において「婚姻」とは、婚姻の届出をしている場合または婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。

3 この条例において「父」とは、母が児童を懐胎した当時婚姻していた者をいう。

4 この条例において「配偶者」とは、婚姻をしている者をいう。

5 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父または母がその児童を監護している家庭をいう。

(1) 父母が婚姻を解消した児童

(2) 父または母が死亡した児童

(3) 父または母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

(4) 父または母の生死が明らかでない児童

(5) 父または母に引き続き 1 年以上遺棄されている児童

(6) 父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号）第 1 0 条第 1 項または第 1 0 条の 2 の規定による命令（それぞれ父または母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(7) 父または母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童

(8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

第 2 条第 1 0 項中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条中第 7 項から第 9 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 6 項に次の 1 号を加える。

(7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第2条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 この条例において「養育者」とは、次の各号に掲げる児童を養育（その児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）する者であつて、父母および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親以外の者をいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 父または母が監護しない前項各号に掲げる児童

第3条、第4条、第5条および第9条第1項中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鯖江市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 市長は、施行日前においても、改正後の条例等の規定による医療費の助成の実施のために必要な受給資格の認定その他の準備行為をすることができる。

(鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

4 鯖江市個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鯖江市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「鯖江市母子家庭等医療費の助成に関する条例」を「鯖江市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」に、「母子家庭等医療費」を「ひとり親家庭等医療費」に改める。